

第1章 総則

第1条（サービス運営など）

- 「@nifty 安心家電サポート利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、ニフティ株式会社（以下「ニフティ」といいます。）が提供する「@nifty 安心家電サポート」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を規定するものです。
- ニフティが、本規約の他に別途ニフティの指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」などで規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件などの告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約は、@nifty 会員規約の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については、@nifty 会員規約を適用するものとします。
- 利用者が本サービスを利用するには、前項のほか、利用条件などに同意するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
①	本サービス （@nifty 安心家電サポート）	利用者が所有している対象機器（第2号に定義します。）に故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けてニフティ所定の修理業者（以下「修理業者」といいます。）を手配し、修理サポート（第7号に定義します。）するサービス。 なお、詳細は別紙1に定めるものとします。
②	対象機器	利用者が所有し、ニフティが修理手配・修理サポート（第7号に定義します。）可能な家電機器および住宅設備機器。なお、詳細は別紙1に定めるものとします。
③	利用者	ニフティが指定する方法にて本サービスの申込を行い、ニフティがこれを承諾し、ニフティ所定の手続きを完了した個人。
④	利用契約	本規約に基づきニフティと利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
⑤	提供開始日	本サービスの提供開始日を指し、利用契約の締結日の属する月の翌々月1日とします。また、利用料金の課金開始日も当該日とします。
⑥	利用料金	提供開始日からの本サービスの月額料金（修理または交換品の提供に要した費用はこれに含みません。）および消費税相当額（以下「利用料金」といいます。）
⑦	修理サポート	修理業者が、有償にて、利用者に提供する対象機器への修理または交換品を提供するサービス（本サービスの利用料金とは別に、ニフティへ修理または交換品の提供に要した費用をお支払いいただきます。）。 なお、概要は別紙1に定めるものとします。
⑧	提携会社	ニフティが利用者に本サービスを提供するにあたり、ニフティと提携する会社。

第2章 本サービスの提供

第3条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙1「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。なお、本サービスに付帯する特典は、別紙2「特典の詳細」に記載のとおりとします。

第4条（第三者への委託）

ニフティは、本サービスに関する業務の一部または全部を、利用者の事前の承諾、または利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第5条（本サービスの廃止および本規約の変更）

1. ニフティは、ニフティの判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. ニフティは、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 第1項によりニフティが本サービスを廃止した場合、ニフティは利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。
4. ニフティは、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。なお、本規約の変更は民法第548条の4の規定に従い変更するものとし、本規約が変更された場合には、以後、改定後の新規約を適用するものとします。
5. 変更後の契約約款については、ニフティが別途定める場合を除いて、ニフティが効力発生時期として定めた時点より、効力を生じるものとします。

第3章 本サービスの利用契約の締結など

第6条（利用の申込み・利用契約の締結）

本サービス利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。なお、当該申込みに対して、当社所定の承諾の手続をすることをもって本サービスの利用契約が締結されたものとします。

第7条（契約期間および提供期間）

1. 利用契約の有効期間は、ニフティと利用者との間の本サービスの利用契約の締結日から終了原因を問わず、当該利用契約が終了するまでとします。
2. 本サービスの提供期間は、提供開始日以降、利用契約が終了するまでとします。

第8条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の書面による事前の承諾なくして利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第9条（利用者からの解約）

利用者から本サービスの利用契約を解約する場合、解約日は、解約手続が完了した日の属する月の末日となります。

第10条（当社からの利用停止・解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ①本サービスに関する第11条に定める利用料金等の支払を一度でも怠ったとき。
 - ②仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ③破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④死亡したとき。
 - ⑤支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑥被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑦資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたときと当社が認めたとき。
 - ⑧反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑨法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑩利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑪当社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑫利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
 - ⑬その他、当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
 - ⑭前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたした

とき、又はきたすおそれが生じたとき。

- ⑮本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは利用契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第4章 利用料金・修理サポートの費用など

第11条（本サービスの利用料金、算定方法など）

1. 利用料金は、別紙1に定めるとおりとします。
2. 利用料金の発生日より前は、第2条に定めるとおり本サービスの提供はされないものとします。
3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。

第12条（利用料金などの支払義務など）

1. 利用者は、本サービスの提供期間の開始月から利用契約の終了日（終了原因を問いません。）までの期間について、利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、本サービスの提供を受けた場合、その結果にかかわらず、利用者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
3. 利用者は、別紙2に定める利用者負担とされる金員について、特典に係る修理サポートの実施を修理業者が開始した時点より、提携会社に対して支払義務を負うものとします。
4. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、ニフティまたは提携会社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までにニフティまたは提携会社に対し弁済するものとします。

第13条（利用料金などの支払方法など）

1. 利用者は、利用料金並びに別紙1及び別紙2に定める利用者負担とされる金員を、ニフティ又は提携会社の指定する金融機関口座に対する振込み、又は、クレジットカード決済、代金引換等当社が定める方法にて、ニフティが指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
2. ニフティの責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金等の減額・返還、損害賠償を含め、ニフティは一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、ニフティは、本サービスの復旧に努めるものとします。
3. ニフティは、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第5章 個人情報の取扱

第14条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携会社から請求があったときは、当社がその利用者の氏名および住所等をその当該提携事業者、に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の取扱については、当社が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護ポリシーについて URL: <https://www.nifty.co.jp/privacy/>）に従うものとします。

第6章 損害賠償など

第15条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用および弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第16条（損害賠償の制限）

1. ニフティは、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2. ニフティは、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題などの設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
3. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウスを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
4. ニフティは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業などの内容について保証するものではありません。
5. ニフティは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業などの実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
6. 利用者が本規約などに違反したことによって生じた損害については、ニフティは一切責任を負いません。
7. 通信回線や移動体通信機器などの障害などによる本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者に生じた損害について、ニフティは一切責任を負わないものとします。
8. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害など、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、ニフティは一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安などを始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
9. ニフティは、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。
10. ニフティは本サービスに係る対象機器内の情報などの保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報などの変質、毀損、障害、滅失などについて、何らの責任も負わないものとします。

第7章 その他

第17条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第18条（法令規定事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

以上

2026年 3月 6日 制定

「@nifty 安心家電サポート」に関する有償修理サポート・特典（利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス）およびサービス概要についてのお問合せ先

※利用契約内容の確認や解約を受け付ける事はできません。

※お電話での故障診断や、製品の利用方法など、修理依頼以外のお問い合わせはお受けできません。

「修理サポートセンター」

・ 電話番号：0120-580-056

・ 受付時間：10時～21時（年末年始除く）

別紙1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 715 円（税込）/1 利用契約あたり

※本サービスの課金開始は、提供開始日からになります。

例えば、2026 年 9 月 15 日に利用者とニフティ間で利用契約が締結された場合、2026 年 11 月分の利用料金から、ニフティは利用者に対して請求します。

■本サービスの内容

利用者が所有している家電機器および住宅設備機器（対象機器）に以下に定める故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けて、ニフティ所定の修理業者を手配し、有償にて修理サポート（対象機器への修理または交換品の提供）を行うサービスになります。なお、発送修理の対象となる場合、往復の送料はニフティ負担となります。

ニフティは、日本国内に居住または滞在中の利用者のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。

ただし、以下の条件を満たさない機器は対象外となります。

◆対象機器から除かれるもの（修理サポート対象外）

- ①スマートフォンおよびフィーチャーフォン。
- ②セルラーモデル（キャリアモデル・SIM フリーモデル）の機器。
- ③対象機器内のソフトウェア。
- ④レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。
- ⑤業務用に利用されている機器、および業務用機器。
- ⑥過去に対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたとニフティが判断した機器。
- ⑦第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物など）である機器。
- ⑧日本国外のみで販売されている機器。
- ⑨複数に分解されるなど、壊滅的な損害を被っているとニフティが判断した機器。

■故障の内容

(1) 自然故障（電氣的・機械的事故）

…対象機器の取扱説明書、添付ラベルなどの注意書に沿った使用下で発生した全損または一部損の故障をいいます。

(2) 破損

…対象機器を利用者の軽過失または不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損または一部損の故障をいいます。

(3) 水濡れ・水没

…対象機器を利用者の軽過失または不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の全損または一部損の故障をいいます。

(4) 落雷

…対象機器が落雷により（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、故障させてしまった場合の全損または一部損の故障をいいます。

※対象機器本体の消耗、変質、変色などによる損害、経年劣化は、故障に含まれません。

※対象機器が複数に分解されるなど、壊滅的な損害を被っている場合は、故障に含まれません。

■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第6条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める提供開始日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。

なお、本サービスの対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることになります（提供開始日より前の故障は本サービスの適用対象外となります）。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1. 受付（発送修理・出張修理共通）

(1) 本サービスの利用の連絡は、ニフティが運営する「修理サポートセンター」（以下「受付窓口」といいます。）へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。

- (2) 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況の照会・確認をします。そのため、本サービスの申込書・請求書など、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- (3) 受付窓口は、利用者の故障した対象機器の状況などについて、電話にて確認します。また、当該対象機器の故障に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者がニフティよりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、ニフティが受領しない場合があります。
- ※ご利用は1回あたり対象機器1台までとなります。複数台数の場合は、個々にお申し込み手続きをお願いします。

2-1. 発送修理の場合

- (4) 上記(3)確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、故障した対象機器と併せて、ニフティが求める下記の必要提出書類を送付してください（※利用者は、上記の他、ニフティから別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。当該送付に係る送料は、ニフティ負担とします。なお、故障機器の送付に先がけて、利用者は下記の修理依頼前確認を行うものとします。
- (5) 上記(4)に従って、利用者よりニフティが送付を受けた対象機器について、故障内容の確認と対象機器の確認を行い、修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。修理不可能な場合は、その旨を利用者に通達し、未修理のまま返却します。なお、当該返却に関する返送料金はニフティ負担としますが、検証費用（見積料金）は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。
- (6) 利用者は、ニフティから提示した見積料金で修理を行う場合、ニフティ指定の口座まで見積にて提示された修理料金を振り込むものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。また、利用者がニフティの電話による故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延または不能となる場合があります。
- ※ニフティから見積料金を提示した日から、利用者がニフティ指定の口座に見積料金を振り込むまでの間に、見積料金に変更される場合があります。この場合、再度ニフティから利用者に新見積料金を提示するものとします。
- (7) ニフティは、利用者からの修理料金の振込を確認した後、修理を実施し、利用者へ返送するものとします。なお、当該返送に関わる返送料金はニフティ負担とします。

2-2. 出張修理の場合

- (4) 上記(3)確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、ニフティと利用者にて、利用者住所に設置してある対象機器に対するニフティによる出張修理の日時を決定するものとします（※利用者は、上記の他、ニフティから別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。なお、出張修理に先がけて、利用者は下記修理依頼前確認を行うものとします。
- (5) 上記(4)に従って、ニフティは、対象機器が設置されている利用者住所にて出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認、および故障内容の検証などを行います。修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。なお、上記(3)の利用者の機器対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違するとニフティが判断する場合、または修理不可能な場合には、ニフティより利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、ニフティは、本サービスの提供・中止などをするものとします。なお、利用者が、ニフティによる電話または訪問時において故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延または不能となる場合があります。
- (6) 利用者は、ニフティから提示した見積料金で修理を行う場合、その旨をニフティに伝える事により、ニフティは修理を実施するものとします。なお、ニフティが修理を実施した場合、利用者はニフティが提示した見積料金を支払うことを了承したものとします。
- (7) 修理完了後に、ニフティから利用者へ修理料金を請求し、利用者は、ニフティ請求日より7日間以内にこれを支払うものとします。
- (8) ニフティによる出張修理時、利用者住所にて対象機器をニフティが確認できない場合、設置状況により対象機器の本サービスの提供の継続が困難とニフティが判断した場合には、ニフティは利用者への本サービスの提供を中止します。
- (9) 本サービスを遂行する際、ニフティは動作確認のため、対象機器でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

(10) 本サービスの提供を中止した場合であっても、修理業者の出張費用および検証費用(見積料金)は利用者の負担となります。この場合、ニフティは、上記(7)と同様に請求することとします。

※天候や交通状況、当日の作業状況などの理由により、お約束の時間に伺えない場合がございます。

※利用者が修理を申し込み後、訪問予定日以降、ご指定された連絡先に利用者のご連絡が取れない場合は、修理キャンセルとみなします。

※廃棄目的または再販目的での本サービスのご利用はお断りしております。

※対象機器の取外しおよび取付けは、本サービスの適用対象外となります。そのため、対象機器の取外しおよび取付けは、利用者にて行うものとします。

※対象機器のメーカーが定める保証期間(メーカー保証期間)中の自然故障(電氣的・機械的的事故)の場合、利用者は、直接購入された販売店またはメーカーに問い合わせるものとします。

「@nifty 安心家電サポート」に関する有償修理サポート・特典(利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス)およびサービス概要についてのお問合せ先

※利用契約内容の確認や解約を受け付けることはできません。

※お電話での故障診断や、製品の利用方法など、修理依頼以外のお問い合わせはお受けできません。

「修理サポートセンター」

・ 電話番号 : 0120-580-056

・ 受付時間 : 10時~21時(年末年始除く)

◆提出必要書類

ニフティ所定の修理同意書兼保険金請求書(事故状況の報告を含みます。) ※発送修理時のみ

◆修理依頼前確認

利用者のニフティへの送付前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象機器の設定などを行うものとします(受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります)。なお、利用者が下記を行わない場合、ニフティは、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行われなかった場合に発生するサービスの再依頼費用(送料・出張費用・検証費用など)を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

①バックアップ

・ 利用者がバックアップを必要とする場合、事前に利用者自身にてバックアップなどのデータ保護の対応を行うものとします。なお、ニフティは、利用者が本サービスの利用請求した時点で、データなどが存在しないものとして取扱い、対象機器のデータ変化・消失などに関してニフティは一切の責任を負わないものとします。

・ ニフティは、対象機器内のデータについての複製・バックアップや復元作業などは一切行いません。

・ ニフティは、本サービスのうち修理サービスの提供の際に、利用者の機器に記録されているデータの初期化を行う場合があります。

②セキュリティの解除

・ 利用者は、対象機器に、暗証番号・PINロック・その他セキュリティーサービスを設定している場合、設定を初期化・解除してから、本サービスを利用するものとします。

・ 利用者がセキュリティなどを解除されない場合、最小限の動作確認のみとなりますので、動作確認ができないことにより修理を必要とする箇所が発見できない場合があります、それらに関連する箇所に対する修理に関しては一切の保証をニフティは致しません。

③アクセサリなどの付属品の取り外し

・ 利用者は、対象機器付属のカバー、ストラップ、画面保護シートまたは外部記録媒体(これらに限らず、対象機器に付属するアクセサリなど一切をいい、総称して「アクセサリなど」といいます。)について、可能な限り取り外した上で、本サービスを利用するものとします。

・ ニフティにより、本サービスの提供においてアクセサリなどを取り外させて頂くことがあります。な

お、ニフティがアクセサリなどを取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、ニフティは、アクセサリなどの代品の用意などを含め責任を負わないものとします。また、ニフティは、取り外したアクセサリなどの返却は行いません。なお、修理を行う場合にアクセサリなどの取り外しが必要であっても、過度な装飾などで取り外しができない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

④出張修理時の対象機器の設置状況について

・利用者は、受付窓口にて出張修理対応であることを伝えられた場合、その出張修理の日時まで、対象機器が設置されてある利用者住所、屋内における対象機器の設置場所周辺を整頓し、ニフティが出張修理時に対象機器の検証・修理などを行う際の作業スペースを十分確保できるようにするものとします。

※出張修理時に対象機器の設置場所周辺が整頓されていない場合、ニフティによる対象機器の検証・修理などが行えず、ニフティが本サービスの提供を継続することができないと判断し本サービスの提供を中止する場合があります。この場合、出張修理に関わる出張費用、検証費用などは利用者の負担とします。

■修理サポート

修理業者が、有償にて、利用者に提供する以下の修理サービスおよび交換品提供サービスをいいます。

※本サービスの利用料金とは別に、ニフティへ修理または交換品の提供に要した費用をお支払いいただきます。

※貸出機のレンタルなどはしません。

※本サービスの提供による部品交換の際に取り外した修理依頼品の部品をリサイクルや分析などのために、ニフティの任意の判断で回収させていただく場合があります。回収した部品はニフティの所有物として、

ニフティの判断により、再生、利用または廃棄などをおこないますので、あらかじめご了承ください。

1. 修理サービス

(1) 内容（発送修理・出張修理共通）

- ・本サービス提供期間中に、対象機器に発生した故障を利用者から修理サポートの利用請求があったとき、本規約に基づき有償で修理をします。なお、個々の修理サポートの修理に係る約款は修理業者が指定する基準（対象機器のメーカー所定の修理約款などをいい、以下「指定基準」といいます。）に従うものとし、本規約に定めのある場合は、本規約が、本規約に定めのない事項については、指定基準が適用されるものとします。
- ・修理サービスの提供において、ニフティは、技術上または修理用部品の調達の困難性などを理由に、修理サービスを提供しない場合があります。この場合、交換品の提供などは行わず、未修理品を利用者に返却するものとします。なお、当該返却に関する返送料金はニフティ負担としますが、検証費用（見積料金）は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。
- ・修理サービスの提供において、ニフティは、利用者に当該修理サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、ニフティが当該修理サービスの提供を再開するものとします。

(2-1) 発送修理の場合

- ・修理がされた機器の当該修理箇所に起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、利用者がその機器をニフティから受領した日から7日以内に受付窓口ご連絡をする事で、ニフティは、ニフティ負担にて再修理の受付をします。この場合、故障箇所や故障状態が前回修理と異なる場合は利用者負担となる場合があります。なお、当該7日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

(2-2) 出張修理の場合

- ・修理がされた機器の当該修理箇所に起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、出張修理が完了した日から7日以内に受付窓口ご連絡をする事で、ニフティは、ニフティ負担にて再修理の受付をします。この場合、故障箇所や故障状態が前回修理と異なる場合は利用者負担となる場合があります。なお、当該7日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

◆サービス利用のキャンセル・故障した対象機器の返還請求

1. 発送修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求をニフティが受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者との連絡が取れず、又、利用者から対象機器の送達をニフティが確認できない場合には、ニフティは、当該利用者からの本サービスの利用請求はキャンセルされたものとみなします。

- ・利用者は、故障した対象機器をニフティへ発送した時点で、本サービスの利用請求を原則として撤回できないものとします。ただし、故障した対象機器をニフティが受領してから、ニフティが修理サービスを提供する前である場合、修理見積金額について利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、ニフティへ発送した故障のある対象機器の返還請求をすることができます。利用者が、当該返還請求をした場合、その返送に関わる送料はニフティの負担としますが、検証費用（見積料金）は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。

2. 出張修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求をニフティが受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者と連絡が取れない場合には、ニフティは、当該利用者からの本サービス利用請求はキャンセルされたものとみなします。
- ・利用者は、ニフティによる出張修理の日時が、利用者と受付窓口との間で確定した時点で、本サービスの利用請求を撤回できないものとします。ただし、ニフティが修理サービスを提供する前である場合、修理見積金額について利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、ニフティによる本サービス提供の中止を求めることができるものとします。
- ・ニフティは、利用者と受付窓口との間で確定した出張修理日時に、利用者が不在で本サービスの提供の継続が困難な場合、本サービスの提供を中止することがあります。なお、この場合、出張費用は利用者の負担となり、ニフティより利用者へ後日請求することとします。

◆サービス提供のみなし完了

ニフティまたは指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理した機器の配送が完了しない場合（ニフティが発送した日から7日以内に相当する機器を利用者が受領しない場合）は、利用者に問い合わせの連絡をします。また、ニフティが発送した日から14日以内に相当する機器を利用者が受領しない場合、ニフティは、当該利用者へ修理サービスまたは交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします。なお、利用者が受領しないことから、ニフティに返送された機器は、返送された日から30日間で利用者は所有権を放棄したものとし、ニフティが処分できるものとします。

◆送料の負担（発送修理のみ）

ニフティが対象機器の送料の費用を負担するものとします。なお、利用者の責めに帰すべき事由があるなど、特段の事情がある場合には、ニフティの指定により、利用者は送料の費用負担をするものとします。

◆修理キャンセル時の費用負担

検証費用（見積料金）および出張費用（出張修理のみ）は利用者の負担となります。

◆除外事項

次のいずれかに該当するとニフティが判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ①対象機器が複数に分解されるなど、壊滅的な損害を被っているとニフティが判断する場合。
- ②ニフティが指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ③利用者の申告する故障・障害をニフティが確認できない場合。
- ④対象機器が業務利用されている場合。
- ⑤利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
- ⑦核燃料物質または核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ⑧公的機関による差押え、没収などに起因する場合。
- ⑨利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑩本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑪メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象機器の場合。
- ⑫付属品・バッテリーなどの消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器などの、故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ⑬擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜けなど、対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷の場合。
- ⑭ニフティに登録されている利用者住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（利用者がニフティへ利用者住所の変更を通知し、当該変更する利用者住所と一致する場合は除きます）。
- ⑮本規約に反した場合。

- ⑩利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用についてニフティが不当であると判断した場合。
- ⑪故障か否かの電話による診断。
- ⑫製品の利用方法や、製品に係る情報など、修理依頼以外の問合せなど。

以上

別紙2 特典の詳細

■特典の内容および注意事項

- ・引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を匠ワランティアンドプロテクション株式会社、被保険者を利用者とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、対象機器のうちの特典保証機器について、補償上限金額の範囲内にある限り、利用者の自己負担無しで修理サポートを利用者に提供します。
- ・補償上限金額を超過した場合、超過部分は利用者負担として、匠ワランティアンドプロテクション株式会社へ別途お支払いいただきます。
- ・特典は、特典保証機器への修理サポート（修理もしくは交換品の提供）となりますため、利用者への保険金の支払いはありません。
- ・特典の利用にあたって、利用者（被保険者）は、保険金の請求および受領にかかわる一切の権限を匠ワランティアンドプロテクション株式会社へ委任することに特典利用の都度同意いただきます。
- ・特典については、別紙2（本特典の詳細）に特に定めるもの以外は、本規約・別紙1（本サービスの詳細）の定めが準用されるものとします。
- ・特典の内容は変更される場合があります。

■特典保証機器

対象機器のうち、以下の種別に該当する機器を特典保証機器とします。

特典保証機器の種別
テレビ（19型未満、ポータブルタイプを除きます）
BD/HDD/DVD レコーダー（ポータブルプレーヤーを除きます）
ルームエアコン（マルチエアコン、ビルトインタイプ、パッケージタイプ、床置型を除きます）
掃除機（ハンディタイプを除きます）
冷蔵庫（ワインセラー、車載、ポータブル、冷凍庫を除きます）
電子レンジ・オープンレンジ
洗濯機（電気バケツ、電気乾燥機、ガス乾燥機を除きます）
除湿器・加湿器（車載用およびポータブルタイプならびにタンク容量1.0L未満のものを除きます）
空気清浄器（車載用およびポータブルタイプならびにタンク容量1.0L未満のものを除きます）
炊飯器
食器洗い機・乾燥機
コンポ（単体のスピーカー、アンプ、プレーヤーおよびチューナーを除きます）
ガスコンロ
IHクッキングヒーター
給湯器（風呂釜、バスヒーター、燃料電池コージェネレーションシステム、ガスコージェネレーションシステムを除きます）

◆特典保証機器の条件

- ①利用者の所有する機器。
- ②利用者の住所（利用契約記載の住所をいい、以下「利用者住所」といいます。）で利用している機器。
- ③日本国内で修理可能かつニフティで修理可能なメーカーの機器。
- ④新品として購入した日から5年以内の機器。
 ※購入日は、メーカー保証書に記載の購入日もしくは領収書に記載されている日付とします。
 ※新品機器の購入日が証明できない場合や中古機器を購入した場合は、製造日を購入日とします。
 ※購入日も製造日も不明な場合は、特典対象外となります。（有償での対応は可能です。）
 ※提供開始日より前の日に購入した機器については、提供開始日より前の日において、正常に動作している機器のみ特典対象となります。

◆特典保証機器から除かれるもの

- ①当該機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・バッテリー・外部記録媒体など）。
- ②当該機器内のソフトウェア。
- ③レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。
- ④業務用に利用されている機器。
- ⑤過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたとニフティが判断した機器。
- ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物など）である機器。
- ⑦日本国外のみで販売されている機器。
- ⑧本サービス以外の保険または保証サービスなどを用いて、修理または交換が可能な機器。
- ⑨購入日（または製造日）より5年を超えている自然故障（電氣的・機械的事故）が発生した機器。
- ⑩購入日も製造日も不明な機器。
- ⑪浴室（脱衣所を含みます）に設置された機器（洗濯機を除く）。

■特典対象となる故障

(1) 自然故障（電氣的・機械的事故）

…特典保証機器の取扱説明書、添付ラベルなどの注意書に沿った使用下で発生した全損または一部損の故障をいいます。

※特典保証機器本体の消耗、変質、変色などによる損害、経年劣化は、故障に含まれません。

(2) 落下・衝突、その他不測かつ突発的な破損

…対象機器を利用者の軽過失または不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損または一部損の故障をいいます。

■特典対象外の故障（※本サービス（有償修理サポート）の対象になります）

・火災、落雷、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災、水濡れ（※）、破壊行為、盗難、地震、その他自然災害に起因する故障など、上記特典対象となる故障以外の故障

（※）水濡れ…給排水設備に生じた事故または利用者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。

■特典の提供期間

本サービスと同様に提供開始日から利用契約が終了するまでとします。

なお、特典対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることとします（提供開始日より前の故障は本サービスの適用対象外となります）。

■特典の利用方法

本サービスと同様とします。本サービスの利用請求時に特典利用可能かご確認いただけます。

■補償上限（補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数）

修理サポートの費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務を匠ワランティアアンドプロテクション株式会社を負うものとします。

対象機器の種別	補償上限額 (税込・※1)	補償対応期間（※3）	補償上限回数
		自然故障（電氣的・機械的事故）、落下・衝突、その他不測かつ突発的な破損	
別紙2の特典保証機器に記載の機器を対象とします。	金50,000円 /1回あたり 年間合計 150,000円まで	特典保証機器の 購入日から 60ヶ月以内 (※4)	無制限

- ※1 補償上限金額（税込）は、上記に定めるとおりとし、修理サポートに係る費用（税込）が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。
なお、当該利用者負担金の匠ワランティアンドプロテクション株式会社（または指定する振込先。以下同じ。）への支払いに係る費用（振込手数料など）は、利用者負担とします。
- ※2 ニフティが特典対象と判断し出張修理手配を行った場合、後に特典対象外であったことが判明した場合は、出張費用は無料で提供します。
- ※3 補償対応期間は、特典の提供期間中であることを前提とします。
- ※4 特典保証機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障（電氣的・機械的事故）の場合、特典の対象外とし、利用者は、直接購入された販売店またはメーカーに問い合わせるものとします。

◆除外事項

次のいずれかに該当するとニフティが判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ①利用者の故意、重大な過失、機器の説明書などに従わないこと、または法令違反に起因する場合。
- ②利用者と同居する者および利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書などに従わないこと、または法令違反に起因する場合。
- ③機器が複数に分解されるなど、壊滅的な損害を被っているとニフティが判断する場合。
- ④水濡れ（落下による水没などを除きます）、破壊行為、盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用などがされた場合の損害を含みます。）
- ⑤火災、落雷、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災、または地震、噴火、その他の自然災害に起因する場合。
- ⑥補償対応期間を超えた場合。
- ⑦他の補償・保険制度などにより損害の回復などが可能な場合（メーカー補償、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）。
- ⑧ニフティが指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ⑨利用者の申告する故障・障害をニフティが確認できない場合。
- ⑩機器が業務利用されている場合。
- ⑪利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑫日本国外で生じた故障の場合。
- ⑬戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
- ⑭核燃料物質または核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ⑮公的機関による差押え、没収などに起因する場合。
- ⑯利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑰本サービスの提供期間開始日以前に利用者が生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑱本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑲本サービスを解約した月の翌日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑳本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位などに係る故障を含みます。）。
- ㉑機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附属的損害または間接的損害。
- ㉒メーカー・型番・製造番号の確認の取れない機器の場合。
- ㉓付属品・バッテリーなどの消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器などの、故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ㉔自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合。
- ㉕擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜けなど、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合または通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- ㉖ニフティに登録されている利用者住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（利用者がニフティへ利用者住所の変更を通知し、当該変更する利用者住所と一致する場合は除きます）。
- ㉗機器が浴室（脱衣所を含みます）に設置してある場合（洗濯機を除く）。
- ㉘本規約に反した場合。
- ㉙利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用についてニフティが不当であると判断した場合。
- ㉚交換機提供時の故障機器の引取り費用。

③利用者が申告した故障症状が再現しない場合。

以上